

## 富山県交通指導員制度運営要綱の制定について（例規通達）

富山県交通指導員制度の運営については、「富山県交通指導員制度運営要綱の改正について」（昭和47年5月19日付け富交企第295号。以下「旧通達」という。）により実施してきたが、別添のとおり「富山県交通指導員制度運営要綱」を制定し、令和2年11月24日から施行することとしたので、効果的な運用を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

### 別添

#### 富山県交通指導員制度運営要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、県民の交通安全意識の向上を図り、交通事故のない安全で安心な社会を実現するため、交通指導員制度の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 委嘱手続

交通指導員の委嘱は、次の手続により行うものとする。

##### (1) 推薦

警察署長は、当該警察署管内に居住又は勤務し、次に掲げる要件を満たしている者を「交通指導員適任者推薦書」（別記様式第1号）により警察本部長に推薦する。

なお、警察署別の定員は、別表「警察署別交通指導員定員表」のとおりとする。

ア 人格・識見に優れ、過去に重大な交通違反歴を有しないこと。

イ 交通の安全と円滑に資するための活動について、理解と熱意があり、旺盛な使命感を持っていること。

ウ 心身ともに健康であり、街頭指導を行うにあたっての指導力と行動力に富むこと。

##### (2) 委嘱

警察本部長は、警察署長からの推薦があったときは、前記の要件を満たしているか否かについて審査を行い、要件を満たしていると認めたときは、当該推薦に係る者に委嘱状（別記様式第2号）を交付し、交通指導員として委嘱する。

また、初めて交通指導員として委嘱する者には、「交通指導員証」（別記様式第3号）を交付する。

#### 第3 任期

交通指導員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

なお、年の途中で委嘱された者の任期は残期間とする。

#### 第4 任務

交通指導員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

##### (1) 広報活動

交通安全に関する印刷物等広報資料の提示、頒布、回覧等の文書活動、街頭における宣伝活動及び各種会合等における交通安全教育活動

##### (2) 街頭活動

街頭における歩行者と自転車走行者に対する正しい交通方法の実践についての指導啓蒙及び交通の整理誘導活動

(3) 警察署長に対する意見の申出

次の各号に掲げる事項について、警察署長に対し意見を申し出ることができる。

ア 交通秩序を乱す悪質運転者又は行為者に関する事項

イ 交通事故防止上推奨すべき事項

ウ 交通安全施設の整備、交通安全教育の実施及び交通の指導取締り上必要と認められる施策に関する事項

第5 任務遂行にあたっての留意事項

交通指導員は、その任務を遂行するにあたって、次の各号に掲げる事項について留意して行うものとする。

(1) 広報活動及び街頭活動を行うときには、原則として制服を着用し、交通腕章を左腕に着用するとともに交通指導員証を携行すること。

(2) 街頭活動において行う交通の整理誘導は、自転車走行者及び歩行者をその主たる対象として行い、自動車運転者に対して行う交通の整理誘導は、自転車走行者及び歩行者を整理誘導するに必要な限度に留めること。

(3) 交通秩序を乱す悪質運転者又は行為者に対して交通指導を行うときは、強圧的にならないようにすること。

(4) 警察署長に対する意見の申出は、原則として文書をもって行うこと。ただし、交通事故やひき逃げ事犯の目撃状況その他警察官の現場措置を必要とする事案の通報等、急を要するもの及びその内容が簡易なものである場合には、電話又は口頭で申し出ることができる。

第6 警察署長の任務

警察署長の任務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指導教養

交通指導員の交通に関する広報活動能力及び街頭活動能力を高めるための指導教養を実施すること。

(2) 意見申出の受理

交通指導員から意見の申出を受理した際は、内容を審査し、指導、警告、交通安全施設の整備、表彰その他必要と認められる措置をとること。

(3) 資料の提供

交通指導員の広報活動能力及び街頭活動能力を向上させるために必要と認められる資料を提供すること。

(4) 交通指導員連絡会の設置と運営

警察署に、交通指導員相互の能力の向上及び親睦を図ることを目的とした「交通指導員連絡会」を設置し、その適正な運営にあたること。

第7 解嘱

警察本部長は、次の各号に掲げる理由が生じた際は、交通指導員を解嘱することがで

きる。

- (1) 交通指導員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的、反道徳的な行為をしたとき。
- (2) 交通指導員の住所又は勤務地が、任命時の警察署管内から他の警察署管内に移転したとき。
- (3) 健康上や職務上の理由から活動が困難になったとき。
- (4) 交通指導員が辞意を表明したとき。
- (5) その他解嘱が適当と認められる理由があるとき。

#### 第8 交通指導員証の返納

交通指導員は、任期が満了して再委嘱されないとき、又は解嘱されたときは、速やかに交通指導員証を返納しなければならない。

#### 第9 その他

旧通達により交通指導員として委嘱された者は、この要綱により委嘱され、委嘱状及び交通指導員証の交付を受けたものとみなす。

## 別表

警察署別交通指導員定員表

警察署	定員	市 町 村 別 定 数
入善	25	朝日町 10 入善町 15
黒部	22	
魚津	21	
滑川	14	
上市	23	上市町 8 立山町 13 舟橋村 2
富山中央	83	
富山南	44	
富山西	39	
射水	41	射水市 39 高岡市 2
高岡	84	
氷見	27	
砺波	21	
南砺	39	
小矢部	17	
計	500	

※別記様式 省略